省　令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月一日　　総務大臣　片山　善博

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条備考一及び第五条中「光信号中継伝送機能」を「一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能」に改める。

別表第二の一中「期首定額法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額－((投資額－残存価額）÷法定耐用年数）×（ｎ－１)、投資額×最低残存率｝」を「期首定額法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額－((投資額－最低残存価額）÷法定耐用年数）×（ｎ－１)、最低残存価額｝」に、「期末定額法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額－((投資額－残存価額）÷法定耐用年数）×ｎ、投資額×最低残存率｝」を「期末定額法正味固定資産価額（ｎ）＝ＭＡＸ｛投資額－((投資額－最低残存価額）÷法定耐用年数）×ｎ、最低残存価額｝」に改め、「残存価額＝投資額×残存率とする。」を削る。

別表第二の一の表加入者交換機の項中「１万」を「１万２千」に改める。

別表第二の一の表き線点遠隔収容装置の項中「単位料金区域別住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計」を「局ごと住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計」に、「単位料金区域別事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計」を「局ごと事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計」に改める。

別表第二の一の表衛星通信設備の項中「最大接続可能回線数で除して（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）２を乗じたもの」を「最大接続可能回線数で除して２を乗じたもの」に改める。

別表第二の二中

き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	5,000,000	円	を
き線管路総延長	144,148	km	
き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	10,000,000	円	に、
き線管路総延長	148,289	km	
電線共同溝総延長	1,176	km	を
情報ボックス総延長	6,838	km	
電線共同溝総延長	1,268	km	に、
情報ボックス総延長	6,967	km	
加入者交換機／局設置遠隔収容装置判別値	10,000	回線	を
同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	10,000	回線	
加入者交換機／局設置遠隔収容装置判別値	12,000	回線	に、
同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	12,000	回線	
中間中継伝送装置平均距離（2.4Ｇ）	30	km	を
中間中継伝送装置平均距離（2.4Ｇ）	30	km	に、
中間中継伝送装置平均距離（10Ｇ）	30	km	
収容52Mパス数（2.4Ｇ）	48	—	を
収容52Mパス数（2.4Ｇ）	48	—	に、
収容52Mパス数（10Ｇ）	192	—	
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置2.4Ｇ）	2	ユニット／架	を
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置2.4Ｇ）	2	ユニット／架	に、
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置10Ｇ）	6	ユニット／架	
架当たり52Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置2.4Ｇ）	12	52ＭＩＦ／架	を
架当たり156Mインタフェース数(分岐挿入伝送装置2.4Ｇ）	4	156ＭＩＦ／架	に、
架当たり156Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置10Ｇ）	384	156ＭＩＦ／架	
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置2.4Ｇ）	4	心線／ＩＦ	を
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置2.4Ｇ）	4	心線／ＩＦ	に、
局間インタフェース当たり心線数(分岐挿入伝送装置10Ｇ）	4	心線／ＩＦ	
分岐挿入伝送装置2.4Ｇ１アイランド最大架数	1	架	を
分岐挿入伝送装置2.4Ｇ１アイランド最大架数	1	架	に、
分岐挿入伝送装置10Ｇ基本部電流	0	Ａ／台	
分岐挿入伝送装置10Ｇユニット電流	12.1	Ａ／ユニット	
分岐挿入伝送装置10Ｇ架面積	0.954	㎡／架	
分岐挿入伝送装置10Ｇ１アイランド最大架数	1	架	